二　第九条の二第二項の書類
三　前条第一項の報告書
［様式を削る。］
［様式を削る。］
［様式を削る。］
別記様式第２（第11条関係）　［略］

別表第六　核原料物質の使用に関する規則の一部改正に関する表

改正後

（記録）
第三条　法第五十七条の七第六項の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
［一・二　略］	［略］	［略］
三　核原料物質の使用施設の事故記録		
イ　事故の発生及び復旧の日時	［略］	［略］
［ロ～ニ　略］	［略］	［略］
四　［略］	［略］	［略］

［２～７　略］
（電磁的方法による保存）
第三条の二　法第五十七条の七第六項に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第九条において同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。
［２・３　略］
［条を削る。］
（電磁的記録媒体による手続）
第九条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式第二の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。
［一・二　略］
［様式を削る。］
別記様式第２（第９条関係）　［略］

二　第九条の二の二第二項の書類
三　第十条第一項の報告書
別記様式第２（第15条関係）　［略］
別記様式第３（第15条関係）　［略］
別記様式第４（第15条関係）　［略］
別記様式第５（第17条関係）　［同上］

改正前

（記録）
第三条　法第五十七条の七第六項の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
［一・二　同上］	［同上］	［同上］
三　［同上］		
イ　事故の発生及び復旧の時	［同上］	［同上］
［ロ～ニ　同上］	［同上］	［同上］
四　［同上］	［同上］	［同上］

［２～７　同上］
（電磁的方法による保存）
第三条の二　法第五十七条の七第六項に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することにより作成し、保存することができる。
［２・３　同上］
（身分を示す証明書）
第九条　法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。
（電磁的記録媒体による手続）
第十条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。
［一・二　同上］
別記様式第２（第９条関係）　［略］
別記様式第３（第10条関係）　［同上］